

規則

長野県看護大学大学院学則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成19年6月14日

長野県知事 村井 仁

長野県規則第28号

長野県看護大学大学院学則の一部を改正する規則

長野県看護大学大学院学則(平成10年長野県規則第40号)の一部を次のように改正する。

別表第2の領域別選択科目の項中

広域看護学	看護管理論演習Ⅱ	4
-------	----------	---

を

広域看護学	看護管理論演習Ⅱ	4
健康資源開発看護学	里山看護学特論Ⅲ	2
	里山看護学演習Ⅱ	4
	遠隔看護特論	2

に改める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

医療政策課

告示

長野県告示第319号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定します。

平成19年6月14日

長野県知事 村井 仁

氏 名	診断に当たる障害名	診療を行う医療機関の所在地及び名称
竹 村 通 雄	肢 体 不 自 由	下伊那郡高森町吉田471の3 竹村整形外科医院
井 上 浩 康	音 声 ・ 言 語 心 臓 腎 臓 呼 吸 器 ぼうこう・直腸 小腸の機能障害	諏訪郡下諏訪町矢木214 諏訪共立病院
結 城 敬	ぼうこう・直腸	佐久市臼田197 長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院
高 砂 浩 史	視 覚 聴 覚 平 衡 音 声 ・ 言 語 肢 体 不 自 由	伊那市伊那部1658-4 伊那中央病院
市 川 卓 郎	心 臓 腎 臓 呼 吸 器	小諸市西原401-17 医療法人市川医院
織 井 崇	ぼうこう・直腸 小 腸	駒ヶ根市赤穂3230 昭和伊南総合病院
杉 本 晃 士	腎 臓 ぼうこう・直腸	駒ヶ根市赤穂3230 昭和伊南総合病院

大山晃弘	視 覚	佐久市岩村田1862-1 佐久市立国保浅間総合病院
高橋誠	肢体不自由	茅野市玉川4300 諏訪中央病院
上條祐司	腎 臓	松本市旭3-1-1 信州大学医学部附属病院
岡村剛男	視 覚	北安曇郡松川村5794-456 岡村眼科医院
佐藤泰吾	音声・言語 肢体不自由 心臓 腎臓 呼吸器 ぼうこう・直腸 小腸 免疫	茅野市玉川4300 諏訪中央病院
秋田倫幸	ぼうこう・直腸 小腸	松本市旭3-1-1 信州大学医学部附属病院
酒井悠次	腎 臓	駒ヶ根市赤穂4269 駒ヶ根共立クリニック
浅野昌宏	視 聴 平衡 音声・言語 そしゃく 肢体不自由 心臓 腎臓 呼吸器 ぼうこう・直腸 小腸	北安曇郡池田町大字池田3207-1 長野県厚生農業協同組合連合会 安曇総合病院
岡田光代	音声・言語 肢体不自由 心臓 腎臓 呼吸器 ぼうこう・直腸 小腸 免疫	北安曇郡池田町大字池田3207-1 長野県厚生農業協同組合連合会 安曇総合病院
竹内雄一郎	音声・言語 肢体不自由 心臓 腎臓 呼吸器 ぼうこう・直腸 小腸	上田市鹿教湯温泉1308 長野県厚生農業協同組合連合会 鹿教湯三才山リハビリテーションセンター鹿教湯病院

間宮和久	視覚	松本市旭3-1-1 信州大学医学部附属病院
高橋俊晴	心臓 腎臓 呼吸器 ぼうこう・直腸	木曾郡木曾町福島6613-4 長野県立木曾病院
堀込実岐	肢体不自由 心臓 腎臓 呼吸器 ぼうこう・直腸	木曾郡木曾町福島6613-4 長野県立木曾病院
大脇嶺	心臓	上水内郡信濃町大字柏原380 信濃町立信越病院
池田裕	音声・言語 平衡 肢体不自由	上水内郡信濃町大字柏原380 信濃町立信越病院
高橋康彦	肢体不自由	上水内郡信濃町大字柏原380 信濃町立信越病院
山崎卓	音声・言語 肢体不自由 心臓 腎臓	上水内郡信濃町大字柏原380 信濃町立信越病院
児玉真也	視覚障害	中野市西1-5-63 長野県厚生農業協同組合連合会 北信総合病院
廣瀬聡	肢体不自由 心臓 腎臓 呼吸器 ぼうこう・直腸 小腸	諏訪市湖岸通り5-11-50 諏訪赤十字病院
小山淳一	肢体不自由	松本市本庄2-5-1 特定・特別医療法人慈泉会 相澤病院
土屋尚人	視覚 聴覚 平衡機能 音声・言語 肢体不自由	岡谷市長地小荻1-11-30 医療法人研成会 諏訪湖畔病院

## 長野県告示第320号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として指定した者が診療を行う医療機関の所在地及び名称が次のとおり変更になりました。

平成19年6月14日

長野県知事 村 井 仁

氏 名	変更前の医療機関の 所在地及び名称	変更後の医療機関の 所在地及び名称
小林 信彦	飯山市飯山226-1 飯山赤十字病院	松本市大字芳川村井町1209 独立行政法人国立病院機構 松本病院
清河 英雄	小諸市与良町3-2-31 小諸厚生総合病院	諏訪市湖岸通り5-11-50 諏訪赤十字病院
中山 剛	木曾郡木曾町福島6613-4 県立木曾病院	諏訪市湖岸通り5-11-50 諏訪赤十字病院
望月 太郎	飯山市大字飯山226-1 飯山赤十字病院	諏訪市湖岸通り5-11-50 諏訪赤十字病院
石井 亘	上田市緑が丘1-27-21 国立病院機構長野病院	松本市旭3-1-1 国立大学法人信州大学医学部附属病院
田中 映子	小諸市与良町3-2-31 小諸厚生総合病院	小諸市南町1-3-7 佐々木医院
山口 伸二	北安曇郡池田町大字池田3207-1 長野厚生農業協同組合連合会 安曇総合病院	松本市南松本2-13-12 医療法人深聖会 しのぎき内科呼吸器科クリニック
洞 和彦	松本市旭3-1-1 国立大学法人信州大学医学部附属病院	中野市西1-5-63 長野厚生農業協同組合連合会 北信総合病院
西澤 啓治	千曲市上山田温泉3-34-3 長野赤十字上山田病院	長野市稲里町田牧206-1 (財)長野県健康づくり事業団 長野健康センター
飯島 智	千曲市上山田温泉3-34-3 長野赤十字上山田病院	伊那市伊那1313-1 伊那中央病院
関 一二三	千曲市上山田温泉3-34-3 長野赤十字上山田病院	長野市若里5-22-1 長野赤十字病院
徳重 一雄	松本市大字芳川村井町1209 独立行政法人国立病院機構 松本病院	小諸市与良町3-2-31 小諸厚生総合病院
伊藤 健一	飯田市八幡町438 飯田市立病院	小諸市与良町3-2-31 小諸厚生総合病院
八重樫 弘信	松本市市上9-26 医療法人(社団)中信勤労者医療協会 松本協立病院	松本市浅間温泉1-16-26 ひろ内科医院

障害福祉課

## 長野県告示第321号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のとおり医師から指定の辞退がありました。

平成19年6月14日

長野県知事 村 井 仁

氏 名	診療を行う医療機関の 所在地及び名称	辞退年月日	理 由
大田 哲夫	上田市鹿教湯温泉1308 鹿教湯三才山リハビリテーションセンター 鹿教湯病院	平成19年3月31日	県外転出
貴島 章徳	飯田市大通1-15 医療法人栗山会 飯田病院	平成19年4月1日	退職

松原浩之

千曲市上山田温泉3-34-3  
長野赤十字上山田病院

平成19年3月31日

県外転出

障害福祉課

## 長野県告示第322号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関の指定を次のとおり行いました。

平成19年6月14日

長野県知事 村井 仁

育成医療及び更生医療

医療機関の名称	所在地	指定した年月日
健康保険岡谷塩嶺病院	岡谷市4769	平成19年6月1日
安曇野赤十字病院	安曇野市豊科5685	平成19年6月1日
長野県立木曽病院	木曽郡木曽町福島6613-4	平成19年6月1日
駒ヶ根共立クリニック	駒ヶ根市赤穂4269	平成19年6月1日
飯田市立病院	飯田市八幡町438	平成19年6月1日
加賀美薬局	松本市大字芳川村井町237-22	平成19年6月1日
かなえファミリー薬局	飯田市鼎名古熊2081-1	平成19年6月1日
中野北薬局	中野市一本木319-1	平成19年6月1日
旬立石薬局	塩尻市大門3番町1-3	平成19年6月1日
城の前くすみ薬局	東御市田中705-1	平成19年6月1日
豊科とをしや薬局	安曇野市豊科2637-4	平成19年6月1日
ひまわり薬局	諏訪郡下諏訪町214-2	平成19年6月1日
けやき薬局	上伊那郡箕輪町大字中箕輪11328-4	平成19年6月1日

障害福祉課  
健康づくり支援課

## 長野県告示第323号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第65条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定の辞退がありました。

平成19年6月14日

長野県知事 村井 仁

医療機関の名称	所在地	辞退年月日
番場町中島ファミリー薬局	須坂市墨坂南1-6-15	平成19年3月1日

障害福祉課  
健康づくり支援課

## 長野県告示第324号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項及び第8条の3の規定により、クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習として次のとおり指定します。

平成19年6月14日

長野県知事 村井 仁

- 研修及び講習の主催者の名称及び所在地  
財団法人全国生活衛生営業指導センター 理事長 山下 真 臣  
東京都港区新橋6丁目8番2号
- 開催年月日、内容並びに会場の名称及び所在地  
(1) 第1型クリーニング師研修及び業務従事者講習

## ア 開催年月日、内容及び会場

開催年月日	内 容	会場の名称及び所在地
平成19年9月30日(日)	クリーニング師の研修 業務従事者に対する講習	松本市 長野県松本勤労者福祉センター 松本市中央4-7-26
平成19年10月3日(水)	クリーニング師の研修 業務従事者に対する講習	上田市 長野県上田合同庁舎、上田消費生活センター 上田市材木町1-2-6
平成19年10月17日(水)	クリーニング師の研修 業務従事者に対する講習	箕輪町 伊那プリンスホテル 上伊那郡箕輪町中箕輪8288
平成19年10月28日(日)	クリーニング師の研修 業務従事者に対する講習	長野市 ホテル信濃路 長野市中御所岡田131-4

## イ 受講料

(7) クリーニング師の研修 5,000円

(4) 業務従事者に対する講習 4,500円

## (2) 第2型業務従事者講習

## ア 受講対象者、内容及び受付期間

受講対象者	内 容	受付期間
遠隔地に居住する者	業務従事者に対する講習	平成19年12月1日から 平成20年1月30日まで

## イ 受講料

業務従事者に対する講習 4,500円

食品・生活衛生課

## 長野県告示第325号

長野県農業・水産関係試験場生産品配布規程(昭和52年長野県告示第219号)の一部を改正し、平成19年6月14日から施行します。

平成19年6月14日

長野県知事 村 井 仁

題名中「生産品」を「種苗等」に改める。

第1条中「生産、」を削り、「原種等(以下「生産品」を「種苗等(以下「種苗等」に改める。

第2条(見出しを含む。)中「生産品」を「種苗等」に改める。

第3条を次のように改める。

(種苗等の配布の対象)

第3条 種苗等は、配布する試験場(長野県農事試験場又は長野県果樹試験場の場合にあつては農業総合試験場とする。)の長(以下「場長」という。)が必要と認める団体又は個人に対して配布するものとする。

第4条第1項中「生産品」を「種苗等」に、「適当と認める方法により周知するものと」を「決定」に改め、同条第2項中「特殊の」を削る。

第5条第1項中「生産品」を「種苗等」に改め、同条第2項中「生産品」を「種苗等」に、「ある」を「できる」に改める。

第6条の見出し中「及び生産品の受領手続」を削り、同条中「生産品」を「種苗等」に改め、「ものとし、当該生産品の受領は、その領収書を提示して、受領書と引換えに行うものとする」を削る。

第7条中「生産品」を「種苗等」に、「取り消すことがある」を「取り消すことができる」に、「還付しないことがある」を「還付しない」に改める。

第8条中「種畜」を「種苗等」に改める。

第9条中「生産品」を「種苗等」に、「瑕(か)疵(し)」を「瑕疵(かし)」に改める。

別表を次のように改める。

区分	種類	配布場所
種子	水稲 大麦 小麦	長野県農事試験場
	大豆 そば 雑穀 とうもろこし	長野県中信農業試験場
	野菜 花き	長野県野菜花き試験場 長野県中 信農業試験場 長野県南信農業試 験場
	ソルガム	長野県畜産試験場
	特用作物	長野県野菜花き試験場
種菌	菌茸類	長野県野菜花き試験場
穂木	果樹	長野県果樹試験場 長野県南信農 業試験場
種苗	野菜 花き	野菜花き試験場 中信農業試験 場 南信農業試験場
家畜等	牛 豚 めん羊 鶏 ひな 卵	長野県畜産試験場
精液	牛 豚	長野県畜産試験場
受精卵	牛	長野県畜産試験場
魚卵又 は稚魚	魚	長野県水産試験場

農業技術課

長野県告示第326号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成19年6月14日

長野県知事 村井 仁

- 1 (1) 解除に係る保安林の所在場所  
駒ヶ根市赤穂12989の568・12989のイの71（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、12989の569、12989の572
  - (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - (3) 解除の理由  
道路用地とするため
  - 2 (1) 解除に係る保安林の所在場所  
駒ヶ根市赤穂9749の1、9749の2、9750、12989の578
  - (2) 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
  - (3) 解除の理由  
道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を長野県林務部森林整備課及び駒ヶ根市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林整備課

長野県告示第327号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成19年6月28日まで、長野県土木部道路管理課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成19年6月14日

長野県知事 村井 仁

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 鹿教湯別所上田線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
上田市大字小島字植田333番の8地先から 上田市大字小島字植田331番の1地先まで	旧	13.5~18.7 m	0.0380 km
同 上	新	13.7~16.3	0.0380

道路管理課

長野県告示第328号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成19年6月28日まで、長野県土木部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成19年6月14日

長野県知事 村井 仁

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 256号
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
飯田市大久保町2534番地先から 飯田市知久町3丁目43番の2地先まで	旧	16.3~23.3 m	0.0250 km
同 上	新	16.3~25.6	0.0250

道路管理課

長野県告示第329号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条の2第1項の規定により、指定構造計算適合性判定機関として次のとおり指定しました。

平成19年6月14日

長野県知事 村井 仁

- 1 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所  
財団法人長野県建築住宅センター  
長野市篠ノ井御幣川306番地1
- 2 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

長野市大字南長野字宮東426番地 1

長野県建築士会館内

3 構造計算適合性判定の業務の開始日

平成19年 6月20日

建築管理課

選告示第42号

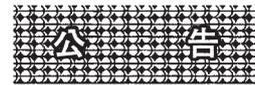
昭和44年選告示第4号(地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律による直接請求をするための選挙権を有する者の数)の一部を次のとおり改正します。

平成19年 6月14日

長野県選挙管理委員会委員長 松 葉 邦 男

別表中	35,448	を	35,426	に改める。
	362,062		361,879	
	7,777		7,767	
	22,849		22,821	
	17,992		17,990	
	9,306		9,292	
	10,812		10,796	
	9,218		9,203	
	9,755		9,740	
	102,193		102,157	
	60,355		60,394	
	46,938		46,906	
	21,124		21,097	
	28,900		28,894	
	14,159		14,134	
	19,765		19,752	
	11,989		11,958	
	19,109		19,085	
	9,179		9,178	
	19,627		19,601	
	8,638		8,624	
	7,605		7,591	
	21,307		21,298	
	18,048		18,023	
	37,776		37,757	
	21,771		21,759	
	8,365		8,364	
	26,240		26,251	

選挙管理委員会



公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年 6月14日

長野県知事 村 井 仁

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等  
凍結防止剤散布車 (2.5立米 (乾式) 4WD) 7台
- (2) 物品等の特質  
調達物品説明書のとおり
- (3) 納入期限  
平成19年11月 1日
- (4) 納入場所  
上田、飯田、木曾、松本(2)、長野、飯山建設事務所
- (5) 入札方法  
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 長野県の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
- (3) 調達をする物品等に関し、メンテナンス(点検整備、修理等)を迅速に行う体制が整備されている者であること。
- (4) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

3 調達物品説明書及び入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県総務部管財課

電話 026 (235) 7079

入札説明書等は、長野県公式ホームページの以下のページで閲覧することができます。

<http://www.pref.nagano.jp/soumu/kanzai/chotatsu/chotatsu.htm>

4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札書の受領期限及び提出場所  
ア 日時 平成19年 7月25日 午後 1時